

## 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

### (産休・育休推進行動計画)

社員の働き方を見直し、子育てに関わりながら仕事面での力も発揮できるような働きやすい環境にするため、次のような行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年4月1日～令和12年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1: 育児休業取得者の職場復帰率を100%にする

取組内容・休業前後の面談を実施し、スムーズな復帰をサポートする

- ・育児と仕事の両立支援制度(時短勤務、フレックスタイム)の利用を促進する
- ・復帰後の業務負担を考慮した配置転換の仕組みを整える

●令和7年8月～ 制度や取り組みについての資料をまとめる

●令和8年4月～ 従業員向けに周知

目標2: 時間外労働時間の平均を月25時間以内に抑える

取組内容・不要な業務や非効率な業務プロセスを洗い出し、削減・改善するための対策を実施

- ・タスク管理ツールや生成AI、RPAを活用し、業務の自動化・効率化を図る
- ・管理職に対して適切な業務配分・指導方法の研修を実施し、部下の長時間労働を防ぐ

●令和7年10月～ ツール導入検討および管理者の従業員管理方法について検討

●令和8年4月～ 従業員向けに導入、周知

目標3: 男性従業員の子育て目的の育児休暇取得を促進し、男女共同参画の推進を図り育児休業取得率50%以上を達成する。

取組内容・男性の育児参加に対する職場の理解促進と意識改革を図る

- ・育児休暇取得手続きの簡素化と相談体制の整備を行う
- ・取得事例の共有や体験談の発信により、取得しやすい職場風土を醸成する

<対策>

・令和7年6月～ 男性育児休暇制度の情報収集・促進活動の内容検討

・令和7年8月～ 管理職向け意識改革研修の実施

・令和7年10月～ 男性育児休暇取得促進資料の作成

・令和7年12月～ 全従業員への制度周知・啓発活動実施